

R8目黒区高齢者の定期予防接種費用助成 計算表

【留意点】
・実際に払った予防接種費用と区の契約単価(定期予防接種を受けた日における時点)のいずれか低い額を「③助成上限額」としております。
・③助成上限額から④自己負担額を引いた「⑤助成申請額」を計算し、下表にご記入ください。
・各予防接種の⑤助成申請額を「目黒区高齢者の定期予防接種費用助成明細書」に転記してください。

○带状疱疹予防接種

	①予防接種費用 (実際に払った額)	②区の契約単価	③助成上限額 (①と②のいずれか低い額)	④区が定める自己負担額 (※1から金額を選択)	⑤助成申請額 (③-④)
生	円	～令和8年5月：8,851円 令和8年6月～：8,873円	円	円	円
不活化1回目	円	～令和8年5月：22,051円 令和8年6月～：22,073円	円	円	円
不活化2回目	円	～令和8年5月：22,051円 令和8年6月～：22,073円	円	円	円

(※1)
生ワクチン(ビケン):4,000円
不活化ワクチン(シングリックス):10,000円
生活保護等受給者のかた:0円

○高齢者用肺炎球菌予防接種

①予防接種費用 (実際に払った額)	②区の契約単価	③助成上限額 (①と②のいずれか低い額)	④区が定める自己負担額 (※2から金額を選択)	⑤助成申請額 (③-④)
円	～令和8年3月：8,525円 令和8年4月～5月：11,711円 令和8年6月～：11,733円	円	円	円

(※2)
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれのかた:1,500円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれのかた:4,000円
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれのかた:5,000円
生活保護等受給者のかた:0円

○高齢者インフルエンザ予防接種

①予防接種費用 (実際に払った額)	②区の契約単価	③助成上限額 (①と②のいずれか低い額)	④区が定める自己負担額 (※3から金額を選択)	⑤助成申請額 (③-④)
円	5,463円	円	円	円

(※3)
昭和32年1月1日以前生まれのかた:0円
昭和32年1月2日以降生まれのかた:2,500円
生活保護等受給者のかた:0円

○新型コロナワクチン予防接種

①予防接種費用 (実際に払った額)	②区の契約単価	③助成上限額 (①と②のいずれか低い額)	④区が定める自己負担額 (※4から金額を選択)	⑤助成申請額 (③-④)
円	15,613円	円	円	円

(※4)
自己負担額:3,500円
生活保護等受給者のかた:0円

「⑤助成申請額」を目黒区高齢者の定期予防接種費用助成明細書に転記してください。